

「みんな住マイル」改修補助金・中古住宅リフォーム補助金

【問合せ】都市計画課 ☎773・6662

市民の住環境の向上と子育て世帯の定住促進を図るため、市内の施工業者が行う住宅のリフォーム工事に対して補助金を交付します。令和5年度は中古住宅リフォーム補助金の補助対象経費の下限を緩和しました。

事業名	「みんな住マイル」改修補助金	中古住宅リフォーム補助金
受付期間	4月10日(月)～5月19日(金) ※予算に達し次第、受付終了	4月3日(月)～予算に達するまで
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 対象住宅の所有者かその配偶者、所有者の2親等以内の親族のいずれか 対象住宅に居住している（または居住することが確定している） 世帯員全員に市税の滞納がない 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で空き家の中古住宅を購入して居住するか、相続などで取得して新たに居住する 世帯全員に市税の滞納がない 補助金の交付を受けてから5年以上、対象となる住宅に居住する意思がある
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費が50万円以上で、築1年以上経過した個人住宅のリフォーム工事 ※併用住宅は住居部分のみ対象（共用部分は面積^{めんせき}按分） 他制度の補助金の対象となっていない 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費が100万円以上で、購入の場合は売買契約後1年未満、相続などの場合は所有権移転登記から1年未満の中古住宅に対して行うリフォーム工事 市の他の補助金の対象となっていない
	共通 市内業者による施工で令和6年2月29日(木)までに完了し、実績報告ができる工事	
補助額	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯（令和5年度に中学生以下の子どもか、妊婦のいる世帯）：15万円 一般世帯：10万円 ※階段昇降機かホームエレベーターを新たに設置する場合は、10万円を加算 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費が100万円以上の工事に対して20万円、また補助対象経費100万円増毎に補助額に20万円を追加し、100万円を上限とする 対象建物が用途地域外に所在する場合は、上記額の80%の金額
必要書類	共通 見積書、工事前写真、通帳の写し、納税証明書（専用様式）	
	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の写し（妊娠している人がいる世帯のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 売買契約書の写しか、所有権移転が確認できる証明書の写し 承諾書兼誓約書（専用様式）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 交付決定前に着手した工事は補助金の対象外（ただし、都合により早期に着手したい場合は、交付決定前事業着手届を提出することで申請した日から契約して工事に着手することができます） 令和元年度（平成31年度）以降にこの補助金を受けた人や住宅は、対象外（ただし、過去にこの補助金を受けていても、階段昇降機またはホームエレベーターを新たに設置する場合は、加算分の10万円を補助額として申請できます） 併用住宅は、申請時に必ず専用住宅部分の割合の記入が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 専用住宅として居住するためのリフォーム工事が対象（過去に併用住宅だった中古住宅を専用住宅として工事する場合も含む） 昭和56年5月31日以前に着工された中古住宅の場合は、実績報告までに耐震基準を満たすための改修工事が完了しているか、耐震基準を満たすことの証明が必要 対象建物が用途地域内外どちらに所在するかは、南魚沼市ウェブサイトを確認するか、都市計画課にお問い合わせください
申請窓口	都市計画課、大和・塩沢市民センター	

※補助対工事・対象外工事の主な例など、詳しい内容は都市計画課にお問い合わせください。また、申請窓口で案内文書を配布しています

確実な工事実施をお願いします

交付決定後に工事を中止し、交付を辞退する事例が多くあります。これにより、補助金が必要な人に適切に交付できないことがあります。申請の際は工事内容をよく検討し、工事を実施することが確実である場合に申請してください。辞退理由によっては、次回以降の申請受付ができなくなる場合があります。